

勧告等措置区分（台風等対策）（令和4年4月12日現在）

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

「第一体制」の措置内容

- 1 在港各船舶は、台風等の動向に留意し、必要な避難体制を整えること。
ただし、小型船舶は、陸揚げ、係留強化又は安全な場所に避難を開始すること。
- 2 作業船、空はしけ等は、適宜安全な場所に退避すること。
- 3 避難船舶は、次の事項について留意すること。
 - (1) 国際VHF無線を常時聴守するとともに、船舶電話等の通信手段を確保すること。
 - (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
 - (4) 自船の避難状況、台風等の状況及び台風等通過後の異常の有無等について可能な限り陸上関係者の連絡すること。

「第二体制（全船舶避難勧告）」の措置内容

- 1 総トン数 1,000トン未満の在港船舶は、速やかに港外或いは河川、船だまり等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。ただし、小型船舶は、陸揚げ、係留強化又は安全な場所に避難すること。
- 2 総トン数 1,000トン以上の在港船舶は、速やかに港外避泊し、万全の措置をとること。
- 3 避難はできるだけ日没までに完了すること。
- 4 避難船舶は、次の事項について留意すること。
 - (1) 国際VHF無線を常時聴守するとともに、船舶電話等の通信手段を確保すること。
 - (2) 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
 - (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認すること。
 - (4) 自船の避難状況、台風等の状況及び台風等通過後の異常の有無等について可能な限り陸上関係者に連絡すること。